



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 区営土地改良事業計画変更の適当の決定 (村づくり計画課) 1
- 都市計画事業の認可 (道路街路課) 1

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (県民生活課) 2
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見・2件 (中小企業支援課) 2
- 開発行為に関する工事の完了・2件 (建築指導課) 2
- 特定調達契約に係る落札者の決定 (警察本部警務課) 3

病院事業局事項

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告 (県立八重山病院) 3

海区漁業調整委員会事項

- 漁業法に基づく指示事項 5

告 示

沖縄県告示第520号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、今帰仁村土地改良区から申請のあった今帰仁村土地改良区地区土地改良事業 (農業用排水施設・農業用道路) 計画の変更について、平成25年9月18日その申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年9月27日

沖縄県知事 仲井 眞 弘 多

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業変更計画書及び定款の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成25年9月30日から同年10月28日まで
- 3 縦覧に供する場所 今帰仁村役場
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

沖縄県告示第521号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成25年9月27日

沖縄県知事 仲井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 糸満市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・糸1号阿波根兼城線及び3・4・38号外かく線
- 3 事業施行期間 平成25年9月27日から平成32年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 糸満市字兼城浜川原並びに字潮平前原、潮平原及び島ノ下原地内

(2) 使用の部分 なし

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年11月9日まで縦覧に供する。

平成25年9月27日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成25年9月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人沖縄NGOセンター
- 3 代表者の氏名 新垣誠
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県宜野湾市宜野湾三丁目23番52号
- 5 定款に記載された目的 この法人は人道的な動機に基づき、民主的に運営されている市民組織および市民に対し、開発・人権・環境・平和などの分野において、相互の協力関係を促進し、互いの健全な発展に寄与することで、公正な社会と世界平和の実現に向けて貢献することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成25年9月27日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 （仮称）タウンプラザかねひで名護新大宮店 名護市宮里六丁目7番10号ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 金秀商事株式会社 西原町字小那覇1228番地 代表取締役 比嘉真三、有限会社プロGRESS 那覇市繁多川1丁目13番38号 代表取締役 新田保秀
- 3 法第8条第1項の規定による名護市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成25年9月27日から同年10月27日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成25年9月27日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンタウン南城大里 南城市大里字高平高宮城原97番2ほか10筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 イオンタウン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 代表取締役 大門淳
- 3 法第8条第1項の規定による南城市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成25年9月27日から同年10月27日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年 9月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年 6月19日 沖縄県指令土第826号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字世名城803番 2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市田原 4丁目 4番地 1ペリーハイツ406 宮元弘美
- 5 検査済証番号 平成25年 9月17日 第4030号
- 6 工事完了年月日 平成25年 8月26日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年 9月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年 7月 2日 沖縄県指令土第850号、平成25年 8月19日 沖縄県指令土第1034号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字安室189番 1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字小波津590番地の 1レジデンスアラタ302号 喜屋武佑篤、西原町字小波津590番地の 1レジデンスアラタ302号 喜屋武あゆみ
- 5 検査済証番号 平成25年 9月17日 第4031号
- 6 工事完了年月日 平成25年 8月27日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成25年 9月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
 - (1) 男性警察官用夏服上衣（長袖） 1,043着
 - (2) 男性警察官用夏服上衣（半袖） 1,388着
 - (3) 男性警察官用夏服ズボン 1,588本
 - (4) 男性警察官用冬ワイシャツ 1,412着
 - (5) 男性警察官用ベルト 1,400本
 - (6) 女性警察官用夏服上衣（長袖） 98着
 - (7) 女性警察官用夏服上衣（半袖） 87着
 - (8) 女性警察官用夏服ズボン 108本
 - (9) 女性警察官用冬ワイシャツ 92着
 - (10) 女性警察官用ベルト 107本
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県警察本部警務部会計課 那覇市泉崎 1丁目 2番 2号
- 3 落札者を決定した日 平成25年 9月10日
- 4 落札者の名称及び所在地 有限会社ジュネ 沖縄県豊見城市字翁長537番地15
- 5 落札金額 41,829,375円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成25年 7月26日

病 院 事 業 局 事 項

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め

る政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成25年9月27日

沖縄県立八重山病院長 依 光 た み 枝

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 超電導磁気共鳴断層撮像システム 1式
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 平成26年2月28日（金曜日）
- (4) 納入の場所 沖縄県立八重山病院 沖縄県石垣市字大川732番地

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加者名簿に登録された者であること。
- (2) 購入物品又はこれと類似する物に係る製造実績又は販売実績を有する者であること。
- (3) 購入物品に重大な障害が発生した場合において、障害に対応できる技術者が沖縄県内に常駐しており、かつ、24時間以内に技術者を派遣して対応できる者であること。

3 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 平成25年10月7日（月曜日）から同月31日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県立八重山病院総務課 〒907-0022 石垣市字大川732番地 電話番号0980-83-2525

4 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成25年11月8日（金曜日）午後2時
- (2) 場所 沖縄県立八重山病院2階第1会議室

5 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を4(1)の日時まで沖縄県立八重山病院総務課に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

6 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

7 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成25年10月7日（月曜日）から同月31日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県立八重山病院総務課 〒907-0022 石垣市字大川732番地 電話番号0980-83-2525

8 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- る。
- 9 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県立八重山病院総務課
 - (2) 所在地 〒907-0022 石垣市字大川732番地
- 10 契約の手續において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 11 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出方法 入札書は、郵送による場合を除き、4(1)の日時までに4(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 - ア 期限 平成25年11月7日(木曜日)午後5時
 - イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県立八重山病院総務課に提出すること。
 - (3) 入札説明会の日時及び場所
 - ア 日時 平成25年10月7日(月曜日)午後2時
 - イ 場所 沖縄県立八重山病院2階第1会議室 〒907-0022 石垣市字大川732番地
 - (4) 最低制限価格 設定しない。
 - (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 12 Summary
- (1) ITEMS TO BE PURCHASED AND QUANTITY
Superconductive Magnetic Resonance Imaging System 1 set
 - (2) DELIVERY OF DEADLINE
February 28, 2014
 - (3) BIDDING EXPLANATION MEETING
2:00 p.m. October 7, 2013
 - (4) DATE FOR BIDS
2:00 p.m. November 8, 2013
 - (5) CONTACT
Administration Division Okinawa Prefectural Yaeyama Hospital
732 Ōkawa, Ishigaki City, Okinawa, 907-0022, Japan
Telephone 0980-83-2525

海区漁業調整委員会事項

沖縄海区漁業調整委員会指示25第5号

沖縄海区におけるソデイカの採捕及びそれを目的とする漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成25年9月27日

沖縄海区漁業調整委員会
会長 山 川 義 昭

(定義)

第1 この指示における語句の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「ソデイカ」とは、ツツイカ目ソデイカ科のソデイカをいう。
- (2) 「ソデイカはえ縄漁業」とは、垂直に立てた道糸に擬餌針等をつけ、それを幹縄で多数連結して、浮きによって海面からつるし、ソデイカを採捕する漁業をいう。
- (3) 「ソデイカ旗流し漁業」とは、垂直に立てた道糸に擬餌針等をつけ、それを旗等標識をつけた浮きによって海面からつるしたものを1単位として流し、ソデイカを採捕する漁業をいう。

(採捕禁止期間)

第2 沖縄海区において、毎年7月1日から同年10月31日までの間、ソデイカを採捕してはならない。ただし、試験研究機関による研究目的の申請について、沖縄海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が特に認めた場合は、この限りでない。

（操業の承認）

第3 ソデイカはえ縄漁業を操業しようとする者は、使用する漁船を示して、毎年10月15日までに、ソデイカはえ縄漁業承認申請書（第1号様式）を委員会に提出し、承認を受けなければならない。

（承認の対象者）

第4 第3の承認の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 申請する年の前年に委員会の承認を受けた者で、申請する年の前年の漁期（11月1日からその翌年の6月30日までをいう。以下同じ。）の間において、ソデイカはえ縄漁業の操業実績を有するもの
- (2) 病気療養又は漁船使用不可等の理由により申請する年の前年の漁期の間において、ソデイカはえ縄漁業の操業ができなかった者で、申請する年の前年に委員会の承認を受けていたもの
- (3) ソデイカ資源の保護培養及び漁業秩序の維持のため、特に必要と認められる者

（操業を承認しない場合）

第5 委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、操業の承認をしない。

- (1) 操業の承認を受けた者（以下「承認を受けた者」という。）以外の者が、実質上当該漁業の経営を支配するおそれがあると認められる場合
- (2) 漁業に関する法令又はこの指示を遵守する精神を著しく欠く者であると認められる場合
- (3) 同一の漁業者が2隻以上の漁船について申請した場合
- (4) 廃業届を提出した者から申請があった場合

（ソデイカはえ縄漁業の制限）

第6 ソデイカはえ縄漁業の操業区域及び使用する漁具を次のように制限する。

- (1) 最大高潮時海岸線から50海里以内の海域で操業してはならない。
- (2) 操業で使用する擬餌針の数は、1漁船につき350針以内とする。

（ソデイカ旗流し漁業の制限）

第7 ソデイカ旗流し漁業の操業区域及び使用する漁具を次のように制限する。

- (1) 最大高潮時海岸線から50海里以内の海域で操業することを目的とする場合、使用する漁船に搭載する旗の数は、操業時の旗の亡失に対する予備数を含め、1漁船につき30本以内とし、使用する旗の数も同数以下とする。
- (2) 最大高潮時海岸線から50海里以遠の海域で操業することを目的とする場合、使用する漁船に搭載する旗の数は、操業時の旗の亡失に対する予備数を含め、1漁船につき50本以内とし、使用する旗の数も同数以下とする。

（承認証の漁船への備付け義務）

第8 承認を受けた者は、ソデイカはえ縄漁業を操業する場合は、委員会が交付した承認証を当該承認に係る漁船内に備え付けなければならない。

（承認旗章の掲揚）

第9 承認を受けた者は、ソデイカはえ縄漁業の操業中は、承認旗章（第2号様式）を船舷1メートル以上の高さに掲げなければならない。

（承認の承継）

第10 操業の承認の承継は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り認めることができる。

- (1) 承認を受けた者が死亡し、又は廃業したときに、当該漁業を操業する者（承認を受けた者の親族に限る。）が承継する場合
- (2) 承継による申請が、承認を受けた者が死亡し、又は廃業した日から2年以内に行われた場合

（承認内容の変更）

第11 承認を受けた者が承認の内容を変更しようとするときは、あらかじめソデイカはえ縄漁業承認内容変更申請書（第3号様式）を委員会に提出し、承認を得なければならない。

（承認証の再交付）

第12 承認を受けた者が承認証を亡失し、又は毀損したときは、遅滞なくソデイカはえ縄漁業操業承認証再交付申請書（第4号様式）を委員会に提出しなければならない。

(承認証の交付)

第13 委員会は、第3又は第11の規定によりソデイカの採捕の承認をしたとき、又は第12の規定により申請があったときは、その申請者にソデイカはえ縄漁業操業承認証(第5号様式)を交付する。

(廃業届の提出)

第14 承認を受けた者がソデイカはえ縄漁業を廃止したときは、ソデイカはえ縄漁業廃業届(第6号様式)にソデイカはえ縄漁業操業承認証を添付して、委員会に提出しなければならない。

(操業実績の報告義務)

第15 承認を受けた者は、毎年漁期毎にソデイカはえ縄漁業操業報告書(第7号様式)を同年8月末日までに、委員会へ提出しなければならない。

(制限又は条件の変更、承認の取消し又は採捕の停止)

第16 委員会は、ソデイカ資源の保護培養及び漁業秩序の維持のため必要があると認めるとき、又は第3の承認を受けた者がこの指示を遵守しないときは、ソデイカはえ縄漁業操業承認証の制限又は条件を変更し、承認を取り消し、又は採捕を停止させることができる。

(指示の有効期間)

第17 この指示の有効期間は、平成25年10月1日から平成26年9月30日までとする。

第1号様式(第3関係)

ソデイカはえ縄漁業承認申請書

平成 年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所
氏名 印

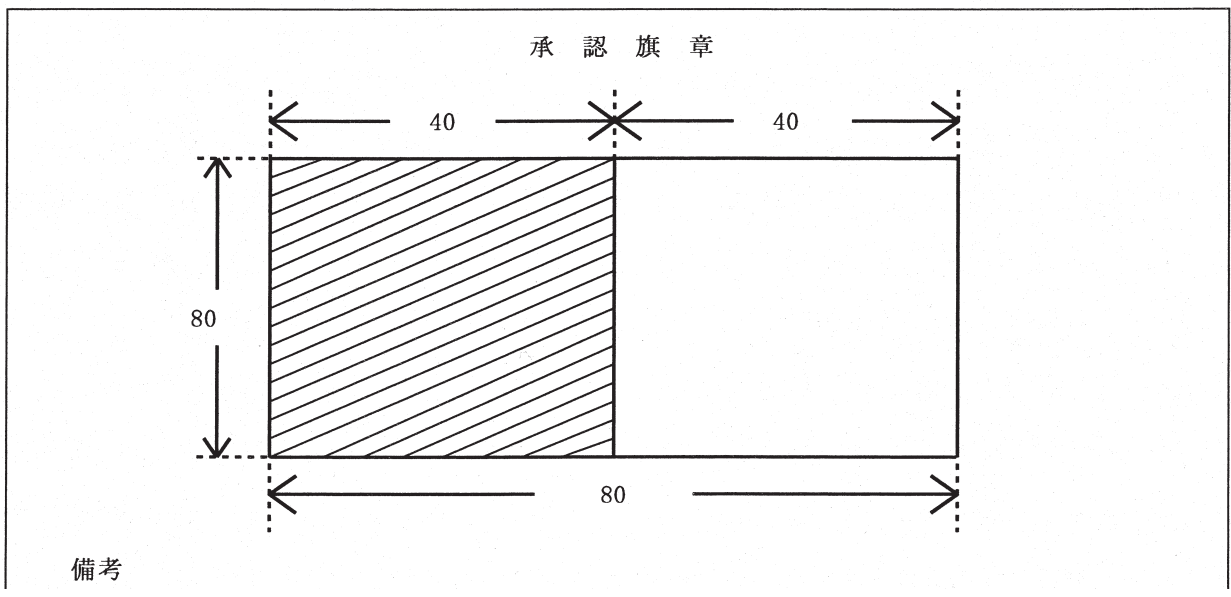
沖縄海区漁業調整委員会指示25第5号に基づき、下記のとおりソデイカはえ縄漁業の承認を受けたいので申請します。

記

- 1 操業区域
- 2 漁具(擬餌針数)
- 3 使用する漁船
 - (1) 船名
 - (2) 漁船登録番号 ON -
 - (3) 総トン数

注 実印を用い、印鑑登録証明書を添付すること。

第2号様式(第9関係)



- 1 斜線の部分は黒であり、その他の部分は白である。
- 2 数字は、センチメートルを示す。

第3号様式（第11関係）

ソデイカはえ縄漁業承認内容変更申請書

平成 年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所
氏名 印

下記によりソデイカはえ縄漁業操業の承認内容の変更について承認を受けたいので申請します。

記

- 1 承認番号 沖調S第 号
- 2 船名
- 3 変更しようとする事項

| 項 目 | 現在の承認内容 | 変更しようとする内容 |
|-----|---------|------------|
| | | |

- 4 変更しようとする時期 平成 年 月 日
- 5 変更しようとする理由

注 住所変更の際は、住民票抄本を添付すること。

第4号様式（第12関係）

ソデイカはえ縄漁業操業承認証再交付申請書

平成 年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所
氏名 印

ソデイカはえ縄漁業操業承認証を亡失（毀損）したので、再交付を申請します。

なお、再交付があった日後、亡失した承認証が見つかった場合には、速やかに返納することを誓約します。

記

- 1 承認番号 沖調S第 号
- 2 船名
- 3 亡失（毀損）の理由

第5号様式（第13関係）

承認番号 沖調S第 号

ソデイカはえ縄漁業操業承認証

住所
氏名

- 1 操業区域
- 2 操業期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- 3 漁船
 - (1) 船名
 - (2) 漁船登録番号

(3) 総トン数
 4 承認の有効期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
 5 制限又は条件

平成 年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会
 会 長 山川 義昭 印

第6号様式 (第14関係)

ソデイカはえ縄漁業廃業届

平成 年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所
氏名 印

下記によりソデイカはえ縄漁業を廃業したので届け出ます。

記

1 承認番号 沖調S第 号
 2 船名
 3 廃業の理由

第7号様式 (第15関係)

ソデイカはえ縄漁業操業報告書

平成 年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所
氏名 印

平成 年ー 年ソデイカ漁期(平成 年 月～平成 年 月)におけるソデイカはえ縄漁業の操業実績について、下記のとおり報告します。

記

- 承認番号：沖調S第 号
- 漁船名：
- 乗組員数： 名
- 操業状況：

| 水揚月 | 漁獲数量 (kg) | 備 考 |
|-----|-----------|-----|
| 11月 | | |
| 12月 | | |
| 1月 | | |
| 2月 | | |
| 3月 | | |
| 4月 | | |
| 5月 | | |
| 6月 | | |

注 第7号様式の別紙を添付すること。

第7号様式の別紙

●漁船名：

| 操業月日 | 漁場位置 (投縄位置) (北緯、東経) | 擬餌針数 (本) | 漁獲数量 (尾数) | 漁獲数量 (kg) |
|------|------------------------|-------------|--------------|--------------|
| 月 日 | N ° ' E ° ' | | | |

| | | | | |
|-----|-------------|--|--|--|
| 月 日 | N ° ' E ° ' | | | |
| 月 日 | N ° ' E ° ' | | | |
| 月 日 | N ° ' E ° ' | | | |
| 月 日 | N ° ' E ° ' | | | |
| 月 日 | N ° ' E ° ' | | | |

注 「漁場位置」、「擬餌針数」及び「漁獲数量（尾数及びkg）」については、漁獲がなかった場合にも記入して下さい。

| | |
|---|---|
| 発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074 | 印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号 |
|---|---|